

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
  - (1) 実習実施者名：株式会社シマモト繊維
  - (2) 代表者職氏名：代表取締役 嶋本 年章、嶋本 圭志
  - (3) 所在地：和歌山県和歌山市西浜 1411 番地
  
- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号 (11 件)  
(平成 30 年 3 月 16 日認定)  
「認 1708004691」「認 1708004692」「認 1708004693」「認 1708005914」「認 1708005915」  
「認 1708005916」「認 1708005917」「認 1708005918」「認 1708007707」「認 1708007708」  
「認 1708007709」
  
- 3 処分等内容  
技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 2 年 6 月 23 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。
  
- 4 処分等理由  
認定計画に従って賃金を支払っていなかったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。